

公共施設再開、会議及びイベント開催に係る基本的指針

1 公共施設等再開に当たっての留意点

※ 新しい生活様式の定着を推進するなか、3密（密集・密接・密閉）を避ける。

- (1) ソーシャルディスタンスの徹底
- (2) マスクの着用（徹底）、消毒液の設置、手洗い等の消毒
- (3) 定期的に窓等を開け、換気を行う（1時間に2回以上）
- 〔(4) 施設に応じた検温の実施（検温器の準備ができ次第の実施）〕
- (5) 使用人数の制限、滞在時間の短縮
- (6) 施設利用に当たり、可能な範囲で「氏名」、「住所」、「連絡先」を記載
- (7) 長野県内の住民とする。（協力要請）
- (8) 開館時間の短縮
- (9) 当面の間、予約システムは稼働させず、電話等の予約で対応

(1)から(9)までを基本原則に各公共施設については、規模、施設の性格などから個別に判断する。

2 市主催の会議

市の会議についても、当面の間、延期、中止を基本としながら、参加者が特定できる会議は、上記1を基本原則に実施する。

3 市主催のイベント

当面の間、可能な限り、延期、中止で検討。ただし、県の示した基準の範囲内であり、上記1を基本とした感染防止対策を徹底すれば実施可とする。